

基山町臨時的任用職員
(一般事務)
採用試験実施要綱

基山町イメージキャラクター



申込受付期間：令和8年7月6日（月）～7月27日（月）

試験日：令和8年8月6日（木）

基山町臨時的任用職員に関する規則（令和7年規則第5号）第2条第2号及び同条第3号の規定に基づき、基山町臨時的任用職員採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	1名	各部局において一般事務に従事します。

2 受験資格

パソコン（ワード及びエクセル）の操作ができる方

ただし、次の各号の一に該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 基山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

(1) 日時

令和8年8月6日（木） 午前9時30分開始

(2) 試験会場

基山町役場 3階 301会議室

(3) 試験の方法

面接試験、作文試験、適性検査、パソコン操作試験を行います。

(4) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(5) 最終合格者の発表

令和8年8月下旬に、合格者に通知します。

4 任用期間

令和8年9月1日から令和9年2月28日

※任用期間は更新する場合があります。

5 勤務条件

(1) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（休憩時間は正午から午後1時）

※業務の都合により、時間外勤務、休日出勤もあります。

(2) 1週間の勤務時間 38時間45分

(3) 休暇等 年次有給休暇等の諸休暇があります。

6 給与

月額195,800円を基準に経歴により加算します。

(ただし上限は、月額237,600円です。)

この他、期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当等の諸手当が支給されます。

7 共済保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の被保険者になります。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、ホームページに掲載及び総務課行政係で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）に140円切手を必ず貼って同封してください。

(2) 申込先及び申込手続

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、総務課行政係に提出してください。

(3) 受付期間

令和8年7月6日(月)～令和8年7月27日(月)まで

土・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付します。

※郵送による場合は、7月27日(月)必着のものまで受付します。

※ 問い合わせ及び書類提出先

担 当	基山町役場 総務課 行政係 (庁舎3階)
郵便番号	841-0204
住 所	佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地
電 話	0942-92-7915